

## ものづくり企業販路拡大応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第14条第1号、第2号及び第15条第2項の規定により、市内中小企業が行う販路・顧客・市場の開拓や各種の販売促進活動への支援を行うことにより、中小企業の販売力の強化を図り、地域経済の発展に資することを目的に、「ものづくり企業販路拡大応援補助金（以下「補助金」という。）」を交付することについて、必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者とは、次の各号のいずれかに掲げる者で、かつ市税を滞納していない（市税を納税している）者とする。

(1) 市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者（旭川市中小企業振興基本条例第2条第1号に規定する中小企業者）。ただし、同条の規定にかかわらず次のいずれかに該当するものは中小企業者に含む。

ア ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）であって、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社

イ ソフトウェア業又は情報処理サービス業であって、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社

ウ 旅館業であって、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社

(2) 市内に事務所を有する中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体）であって、その過半数が製造業及び情報通信業を営む中小企業者で組織された団体であること。

(3) 販売促進活動等を目的として組織された団体（任意団体を含む）。ただし、その構成員の過半数が第1号に掲げる中小企業者であること。

(4) 市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者の有する製品・技術の販売促進に関する事業とする。ただし、同一年度に同一申請内容により本市を含む公的機関から補助金等を受けている場合は、対象としない。

2 前項の製品及び技術は、市内で企画・設計又は製造・加工等されているものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、パッケージデザイン等制作費、販売促進ツール制作費、広告宣伝費、展示会等出展費、報償費、外注・委託費、旅費、その他補助事業の実施に当たり市長が特に認める経費とする。ただし、次条に規定する情報発信ツール支援枠については、展示会等出展費を対象経費としないものとする。

### (補助率等)

第5条 補助率及び補助限度額は別途募集要領で定め、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までにものづくり企業販路拡大応援補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に別表1に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否及び交付額を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前項に定める交付を決定した場合には、速やかに交付決定額その他決定の内容をものづくり企業販路拡大応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。また、交付決定しなかった場合にも書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業の遂行及び状況報告・調査)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を行わなければならない。

2 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

3 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助金の交付決定の内容に従っていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

(補助事業の計画内容の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、交付決定額が20%以上の

減額となる場合又は補助事業の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ものづくり企業販路拡大応援補助金変更承認申請書（様式第3号）に別表1に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨をものづくり企業販路拡大応援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項のただし書による軽微な変更とは、次に掲げるものを全て満たす場合とする。

(1) 交付決定額が20%未満の減額となる場合

(2) 補助事業者の創意工夫による事業計画の細部の変更等、より補助目的の達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助事業の対象経費の変更又は科目相互間における流用による変更の場合

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、補助金交付決定後において、対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を決定した場合は、速やかに書面により通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、完了若しくは廃止等の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、ものづくり企業販路拡大応援補助金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に別表1に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、実績報告書等の書類審査及び必要に応じ実地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合はその承認された内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ものづくり企業販路拡大応援補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第1項の確定通知書を受領後、速やかにものづくり企業販路拡大応援補助金精算書兼請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、申請時における補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、ものづくり企業販路拡大応援補助金概算払申請書（様式第8号）に別表1に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、概算払を承認したときは、その旨をものづくり企業販路拡大応援補助金概算払承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、第14条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は第15条第1項の規定による補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定による取消しについては、第8条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその越える部分の補助金の返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第20条 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、ものづくり企業販路拡大応援補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10号)により、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(理由の提示)

第21条 市長は、第11条第3項若しくは第17条の規定による指示をするとき又は第18条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を提示するものとする。

(現況報告等)

第22条 補助事業者は、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度から3年間、当該補助事業に係る過去1年間における販売状況等について、毎年度書面により市長が別に定める日までに報告するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(関係書類の整備等)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日一部改正）

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日一部改正）

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。